

ケアホームとグループホームの 一元化について（参考資料）

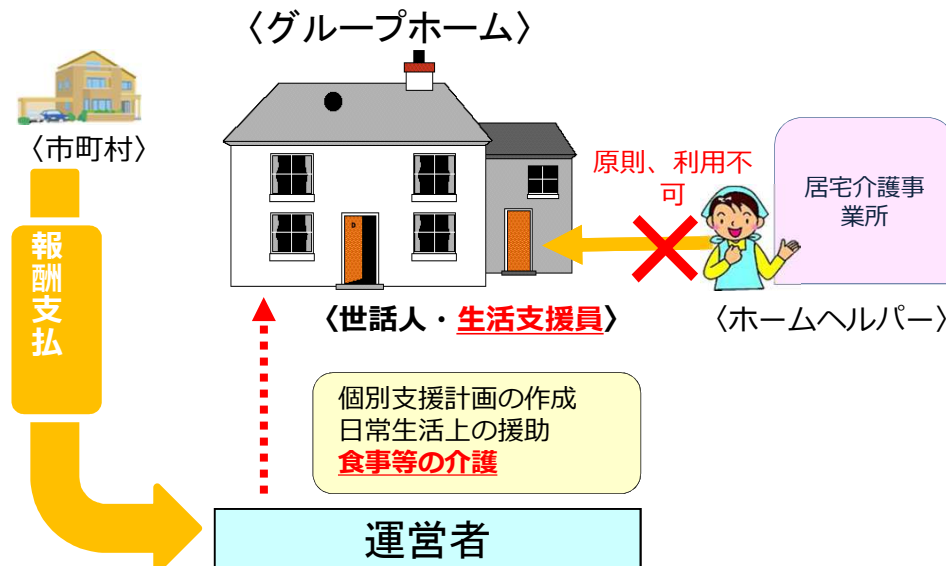
一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態（案）

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としめない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型（現行ケアホーム型））**、② **グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型）**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとすることが考えられるが、どうか。

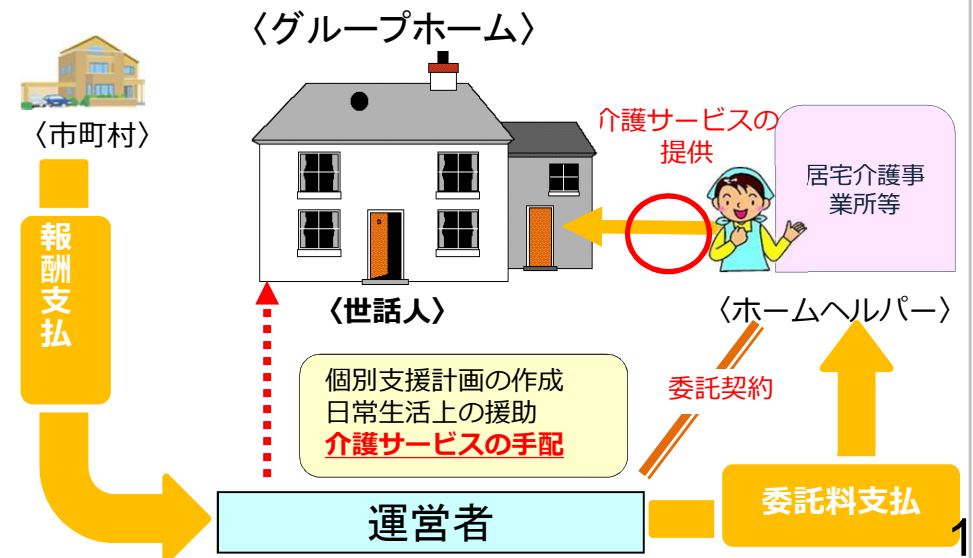
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業者が提供**。
- ★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ（生活支援員）を配置**。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託**。
- ★介護スタッフ（生活支援員）については**配置不要**。

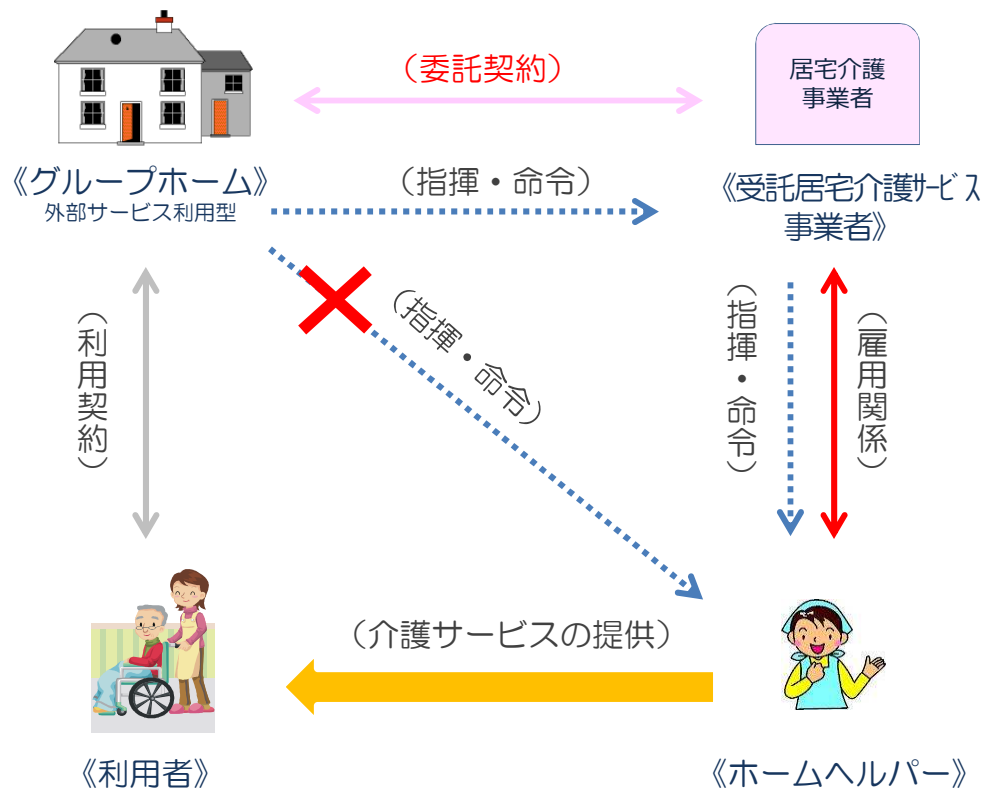


介護サービス委託の基本的な仕組み

介護サービスの提供に係る責任の所在を明確にする観点等から、介護保険の特定施設入居者生活介護を参考に以下の仕組みとすることが考えられる。

- 外部サービス利用型グループホーム事業者は、居宅介護事業者(以下、「受託居宅介護サービス事業者」との間で**文書により委託契約を締結し、サービス等利用計画案を勸案した市町村の支給決定を踏まえたグループホームの個別支援計画に基づき、介護サービスを手配。**
- この場合、外部サービス利用型グループホーム事業者は、業務に関して**受託居宅介護サービス事業者に必要な管理及び指揮命令を行う。**

(参考) 介護サービス利用の関係図



委託可能なサービス

- 居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

契約事項

- 委託の範囲
- 委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- 受託居宅介護事業者の従業者により当該委託業務が居宅介護の運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨
- 委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
- 委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを確認する旨
- 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

一元化後のグループホームの設備基準に関する論点

(1) 基本的考え方

- 「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」は、現行のグループホームとケアホームの基準に差異がないことも踏まえれば、**共通の基準を設ける**ことが考えられるが、どうか（サテライト型住居の設備基準については後述）。
- 平成23年に成立した地域主権一括法の施行により、グループホーム・ケアホームの設備に関する基準については、「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）とされた居室面積基準などごく一部を除き、現在も、**各地方自治体の責任において、地域の実情に応じた適切な基準を定めていただいている**。このため、**国の基準については**、特に利用者の重度化・高齢化へ対応する観点から検討を行う（2）の基準を除き、**基本的に現行どおりとする**ことが考えられるが、どうか。
- その上で、事業者の意向等により、肢体不自由者や重症心身障害者、行動障害のある者など**それぞれの障害特性に対応したグループホームを設置する際の支援方策を検討すべき**と考えるが、どうか。

(参考) グループホーム、ケアホームの主な基準に係る条例委任の考え方

基準の類型	基準の例	厚生労働省の対応
人員配置基準	世話人：常勤換算で利用者数を10で除した数以上	従うべき基準
居室面積基準	居室：収納設備等を除き、7.43㎡以上	従うべき基準
人権に直結する運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続きの説明及び同意 ○ サービス提供拒否の禁止 ○ 身体拘束等の禁止 	従うべき基準
利用定員	共同生活住居の入居定員：原則2人以上10人以下	標準
上記以外の施設・設備・運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活住居の立地：住宅地かつ入所施設又は病院の敷地外 ○ 心身の状況等の把握 ○ サービスの提供の記録 	参酌すべき基準

(2) 共同生活住居の入居定員

- 現行、新築（全面改築を含む）の場合の共同生活住居の入居定員は10人以下と規定されているが、**複数人介助が必要な重度障害者等が多く入居するグループホームや都市部など土地の取得が極めて困難な地域**については、**規模に関して一定の配慮が必要**との意見もある。
- このため、次の事由に該当する場合であって、都道府県知事が特に必要と認める場合については、例外的に入居定員を10人以上とすることが考えられるが、どうか。

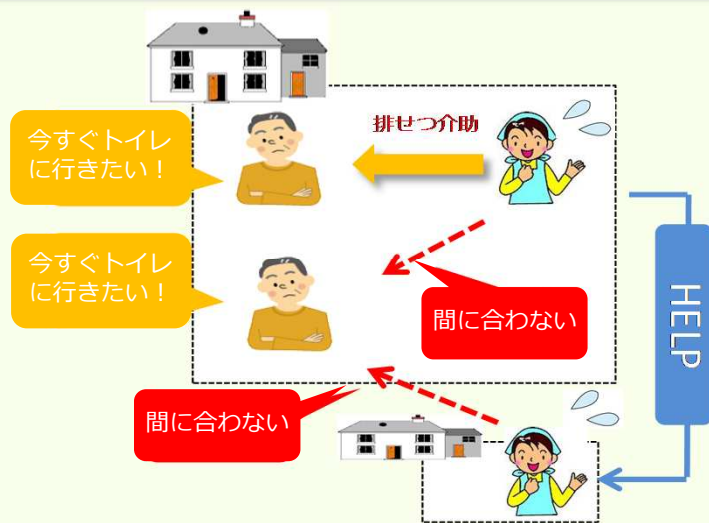
☆ **主として障害の程度が重い者を入居させる場合**

☆ 都市部等において、**既存の10人以上が入居する共同生活住居を建替える場合**であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できない場合など**建て替え後に共同生活住居を複数に分けて設置することが困難な場合**

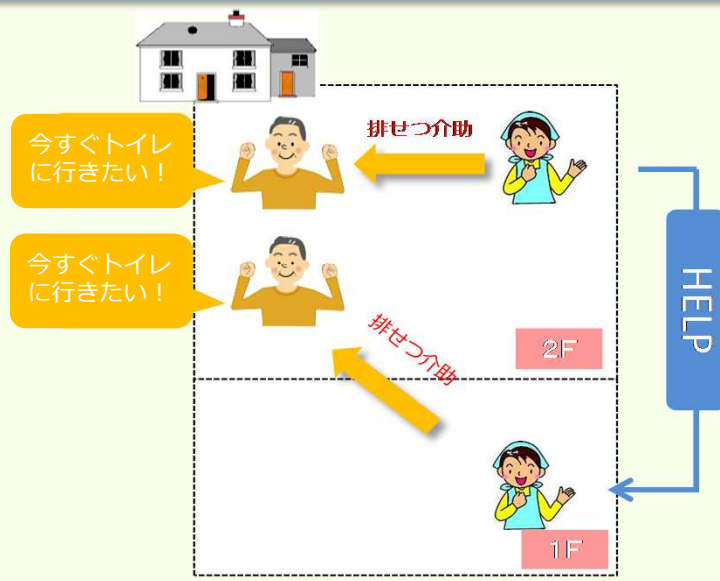
→ これらの例外を認める場合には、**地域に開かれた機能の付加を要件**とし、具体的には、地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保や緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業を行うことを義務づけることが必要であると考えるが、どうか。

(参考) 複数人介助が必要な重度者が多く入居するグループホームの特例のイメージ

共同生活住居が点在している場合



1つの共同生活住居内に2ユニットある場合

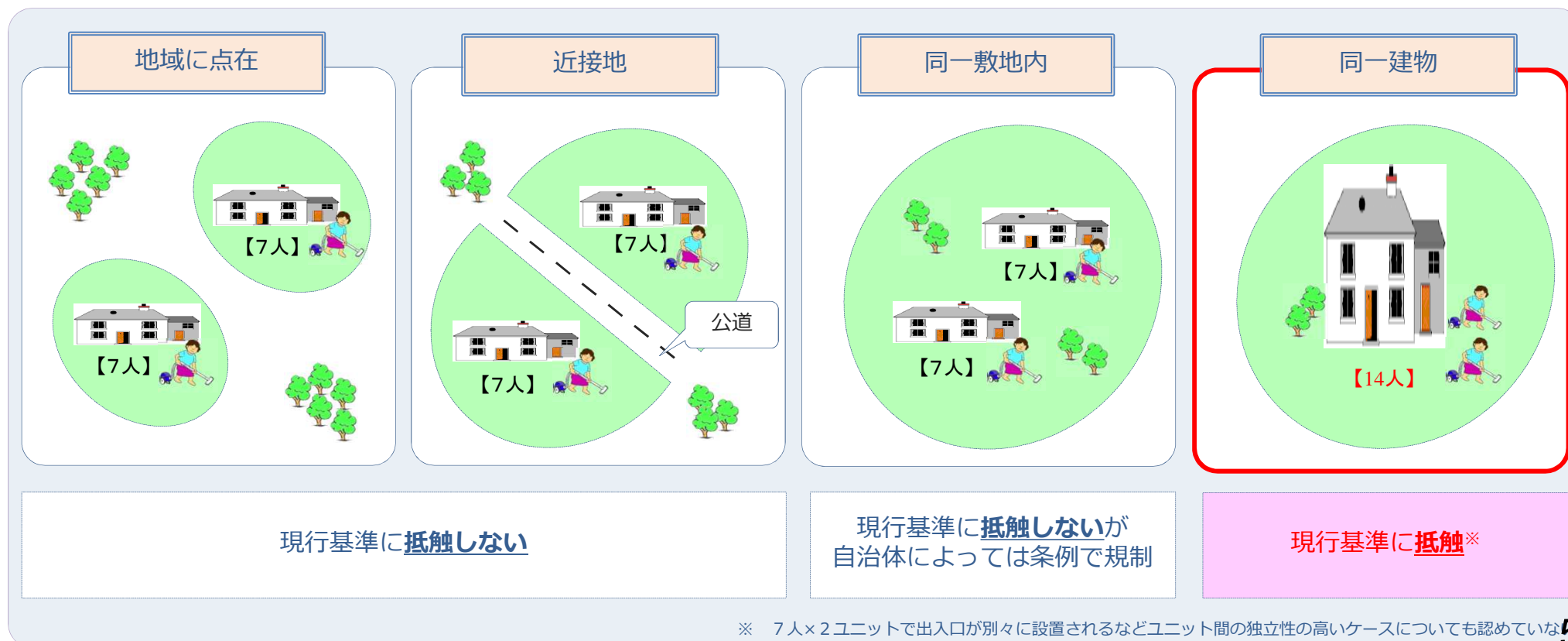


→ 大規模な共同生活住居を認めることによって、職員配置が同じでも、夜間等の緊急時や入浴、排せつ時などに複数の生活支援員等による集中的な支援が弾力的に行えるようになるのではないかと。

(参考) 共同生活住居の規模に関する例外の対象

- 主として障害の程度が重い者を入居させる場合等であって、都道府県知事が特に必要と認められる場合には、例外的に入居定員を10人以上とすることを検討。
- この場合の「入居定員」とは、**1つの建物の入居定員を想定**。
- ただし、これを認める場合であっても、集団的処遇とならないよう、各ユニット(10人以下)の独立性が建物構造確保されていること、運営面において家庭的な雰囲気や地域との交流が図られるようになっていることが必要であると考えられるが、どうか。

(参考) 利用定員14人のグループホーム事業所の共同生活住居の設置(新設)形態のイメージ



※ 7人×2ユニットで出入口が別々に設置されるなどユニット間の独立性の高いケースについても認めていない

一元化後のグループホームの報酬設定に関する論点

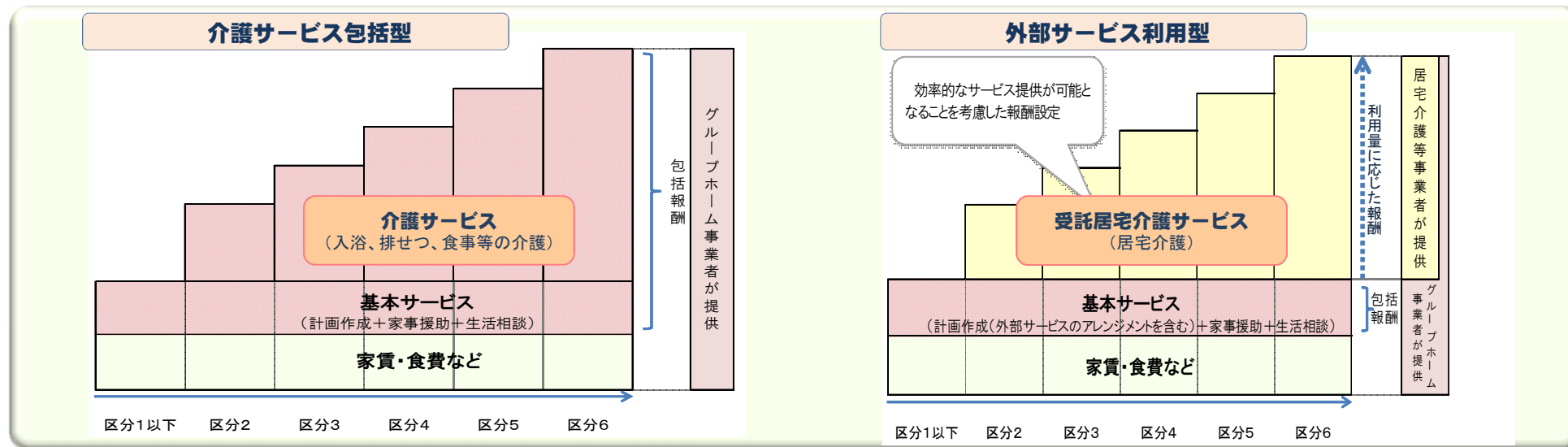
(1) 介護サービス包括型の報酬

- 介護サービス包括型については、グループホームの従業者が介護サービスも含めた包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームと同様に、障害程度区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**することが考えられるが、どうか。
- その場合、**現行、特例的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用**については、平成26年4月以降についても、当該利用者が現に受けているサービスの質・量を担保する観点から、**当分の間、認めることが必要である**と考えられるが、どうか。

(2) 外部サービス利用型の報酬

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
ア **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は、包括的に評価し、
イ **利用者ごとにそれぞれのサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービス**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとすることが考えられるが、どうか。
- その場合、一元化後のグループホームで外部の居宅介護サービスを利用した場合であっても、その費用が基本サービス分も含めて、**現行ケアホーム（一元化後の介護サービス包括型）とそれほど変わらない水準となるよう、安定的な運営や効率的なサービス提供が可能となること等を考慮した居宅介護の算定方法を検討する必要がある**と考えられるが、どうか。

(参考) 介護サービス包括型と外部サービス利用型の報酬のイメージ



(参考) ケアホームにおける個人単位のホームヘルプ利用の仕組み

ケアホームにおいては、原則として、ケアホーム事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として**個人単位のホームヘルプ利用を認めている**。

【対象者】

- ・次のいずれかに該当する者
 - (1) 障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護の対象者
 - (2) 障害程度区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
 - ① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。
 - ② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なホームヘルプ】

- ・上記(1)の対象者：居宅介護又は重度訪問介護
- ・上記(2)の対象者：居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

【ケアホームの報酬】

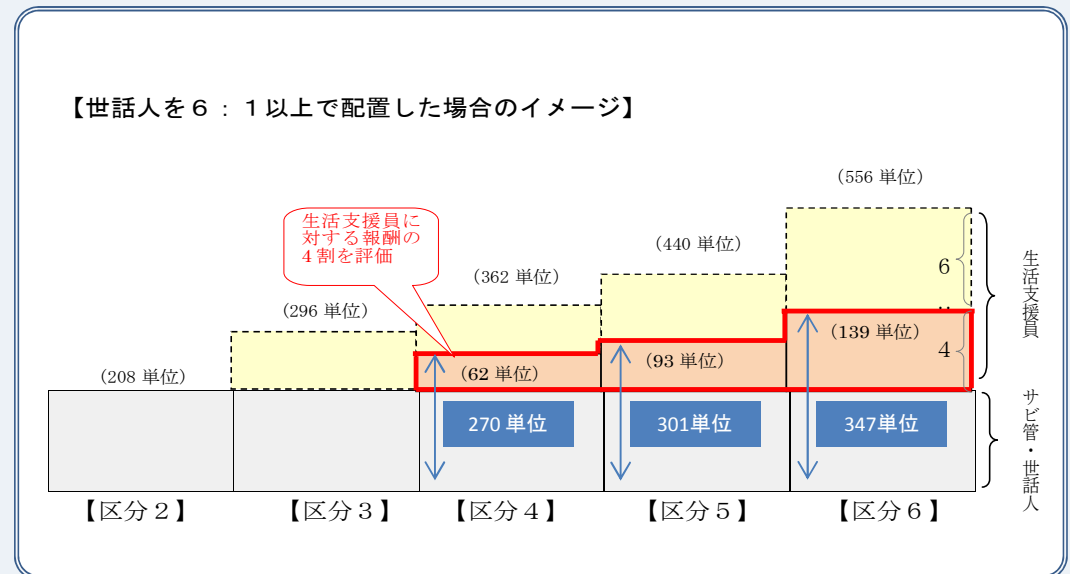
- ・世話人の配置及び障害程度区分に応じ、報酬額を適用
- (例) 世話人配置6：1の場合
障害程度区分6の者で347単位/日

【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定。

【報酬の算定状況】

	事業所数	利用者数
総数	4,371事業所	56,243人
うち加算算定数	313事業所	1,357人
算定割合	7.2%	2.4%



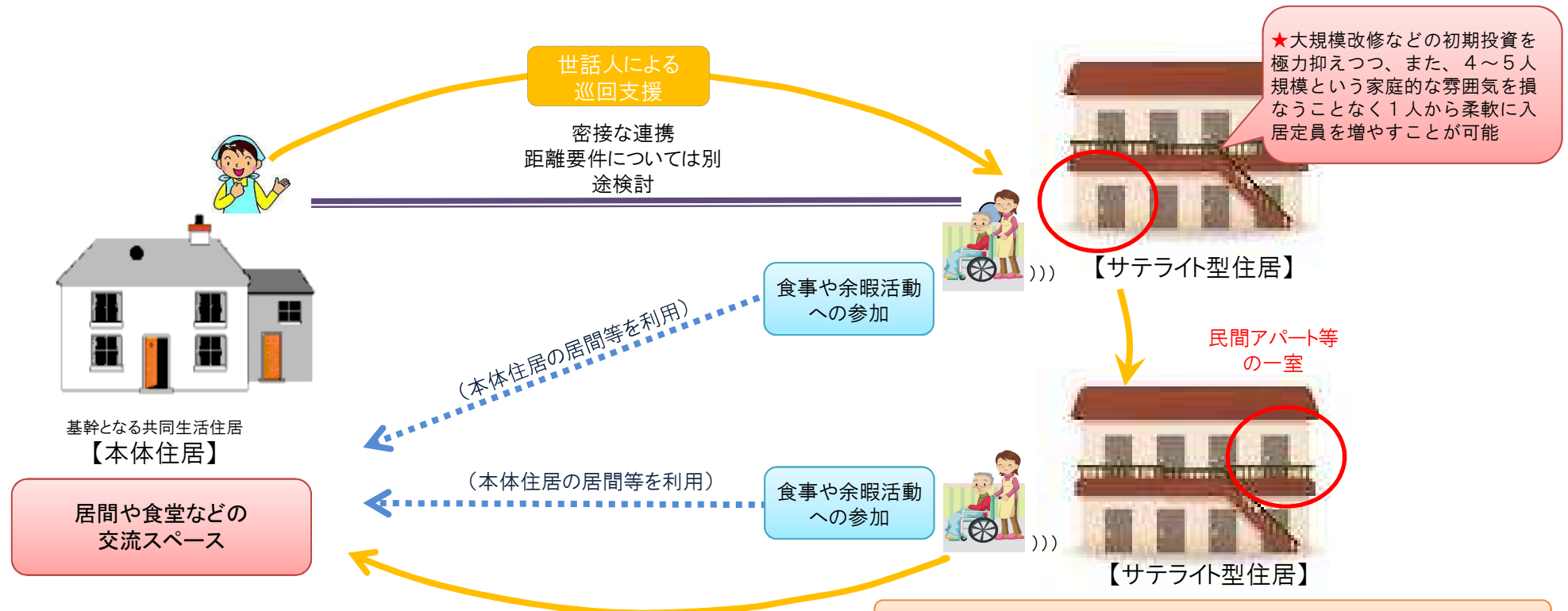
(出典)国保連速報データ(平成25年4月サービス提供分)

サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



※ 共同生活住居、サテライト型住居ともに事業者が確保